

総 会 議 事 録

令和 5 年 3 月

令和 5 年 3 月 10 日(金)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和5年3月10日(金)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時54分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、吉田 雅典、
吉田 進、小山 有美恵、石田 弘司 12名

欠席 松本 聡、細井 康 2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、溝口 喜順
垣根 敏孝、平野 信也 7名

欠席 瀬戸 享明、荻野 雅章 2名

欠員 和田 隆 1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第3 議案第8号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第9号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年3月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中19名です。欠席は松本委員、細井委員、瀬戸委員、荻野委員の4名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。吉田雅典委員、吉田進委員にお願いいたします。次に日程第2、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見につい

て」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。農地の所在は大字獅子崎※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡となっております。譲渡人は※※にお住いの※※様、譲受人は※※にお住いの※※様です。転用目的は一般個人住宅となっております。次の4頁に具体の場所を表示した地図と現地写真を添付しております。位置的には上の地図が獅子崎のつつじが丘団地となっておりますが、地図にありますとおり府道からの入口付近となっております。地図の下が現地写真になります。写真の赤い点線部分が今回の申請農地となっております。この部分に住宅を建築する計画となっております。

次の5頁に申請に係る意見書を添付しております。最初に農地の区分ですが、紙面の左上になりますが、申請地は土地区画整理法第2条に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地となっていることから、農地の区分は第3種農地となっております。また、意見書の下の方に飛びますが、農振農用地の関係になりますが、下から2つ目の横長の丸で囲われた所になりますが、この場所は農業振興地域内に該当しておりますが、農用地の区分では区域外となっておりますので、農用地には該当しないことから転用可能な農地となっております。紙面の中程に戻っていただきまして「検討事項」「意見」等の覧ですが、1番は先程の説明のとおり第3種農地、2番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の融資関連書類により事業にかかる資力を確認しております。

また工事計画等に係る項目につきましても、提出資料等により確認を行っております。9番の周辺の農地等への影響につきましては、3月1日に地区担当の和久田委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。議案第7号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の和久田委員から報告をお願いします。

〔和久田委員〕 3月1日に酒井推進委員及び事務局同行で現地確認を行いました。住宅を建てるための整備がされている土地なので問題ないと思います。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第7号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第7号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第7号については、許可相当の意見を付し京都府へ進達します。次に日程第3、議案第8号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 6頁をお願いします。議案第8号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。3件ございます。1番です。土地の所在につきましては大字文珠※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては昭和41年2月2日から耕作していないということです。2番です。土地の所在につきましては大字大垣※※番ほか2筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様ほか1名で、非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。3番です。6頁から裏面の7頁になります。土地の所在につきましては大字里波見※※番ほか12筆、登記地目は畑が7筆、田が6筆、面積は合計で※※㎡となっております。土地の名義は里波見の※※様、非農地の事由につきましては平成元年以前から耕作していないということです。右の備考覧になりますが、名義人の※※様は既に亡くなっておられることから、※※様からの申請となっております。

具体的場所につきまして、8頁と裏面の9頁に地図を添付しております。

8頁の上が1番の案件になります。文珠の天橋立駅付近の地図となっております。天橋立ホテルのほぼ向かい側で、府道に面した鉄道との間の土地となっております。次に下の2番をお願いします。大垣の案件になります。籠神社、府中公園付近になりますが、国道より1本山側の市道沿いで、地図の中央にあります真名井川のすぐ横の農地となっております。次に裏面の9頁をお願いします。3番の里波見地区の地図になります。位置的には、地図の右下に集落を示しておりますが、ほとんどの農地が集落から山中へ入った場所に点在しております。左上の※※番ですが、この一番遠い所で集落からだいたい2km位の場所となっております、地図によりご確認をお願いいたします。

次に10頁をお願いします。現地写真を添付しております。上の1番が文珠の案件となっております。申請の農地は写真のとおり50年以上の長きに渡り有料駐車

場として利用されている状態でありました。昭和41年頃から現在のなお違法転用の状態で営業されていたこととなりますが、発生から20年が経過していることから始末書等の提出は求めておりません。下の写真が2番の大垣となります。写真に写っております点線に囲まれた部分が申請の土地となっております。

写真の右が※※番、左奥が※※番、一番手前が※※番となっております。写真のとおり長年耕作はされておらず、畑としての形状は留めておりません。パワースポットが近くにあるということで、時々観光客が無断で車を停めていることがあるとのことでした。写真奥に倉庫、重機の車庫、碎石などの工事用資材が写っておりますが、これは地元の※※さんが3年程前からこのような形で利用されているとのこと、この件について業者に確認したところ点線の部分が農地であることは理解しているので立ち入らないよう注意しているとのことでした。次に下の写真が裏面の11頁、次の12頁に渡りますが3番の里波見となります。13筆ありますが、申請農地全てが現況山林原野か若しくは利用状況調査でB判定となった農地となっております。写真のとおりいずれも長年耕作はされておらず、雑草や雑木が生い茂り、または竹林となって山林原野化が進んでおります。資料により御確認をお願いいたします。議案第8号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の委員から補足説明をお願いします。1番は松本委員が欠席のため糸井委員、2番は吉田雅典委員、3番は細井委員からお願いします。

〔糸井委員〕 松本委員が欠席ですので、現地確認に同行しました私から報告をいたします。申請の農地につきましては、去る2月24日、松本委員と事務局、私で現地確認を行いました。現地写真は10頁になりますが、事務局の説明でありましたとおり、私の記憶でも昭和の頃から有料駐車場として営業されております。ここを農地として利用することは現実的には極めて困難であることから、非農地と判断しました。以上です。

〔吉田雅典委員〕 申請の農地につきましては、去る2月27日に事務局同行で現地確認を行いました。現地写真は10頁の2番になりますが、ここは永年耕作されずに雑種地化しております土地の一角となっております。写真の奥に見えておりますが、2、3年前から地元の建設業者が車庫や資材置場として利用しており、ダンプが通ると碎石が飛ぶなど、少なからず影響を受けている様に見受けられました。農地としての形状は留めておりませんし、ここで農業を行うことは困難であると認められますので非農地であると判断しました。以上です

〔垣根委員〕 細井委員が欠席ですので私から報告をさせていただきます。去る2月27日に地区担当委員2名と事務局の併せて4名で現地確認を行いました。写真のとおり竹林、雑木の生茂った農地となっており今後農地として利用することは不可能であるように判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第8号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第8号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第8号については、承認とします。次に日程4、議案第9号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第9号の当事者となります細見委員はここで一旦退席をお願いいたします。

(細見委員の退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の13頁をお願いします。議案第9号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。初めに中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。3件ございます。1番、2番の宮村の農地が3筆、耕作者は※※の※※様となっております。貸借期間は5年で水稻の栽培を計画されております。3番につきましては、須津の農地が1筆、耕作者は※※様、こちらも水稻栽培で貸借期間は6年となっております。公告日はいずれも3月17日となっております。次の14頁をお願いします。貸手と借手が直接契約を行う相対での利用権設定となります。14頁から17頁にかけて4頁で、12件ございます。4月の一斉更新に併せた分となります。この内3番の今福で耕作者が細見委員、12番の日ヶ谷の耕作者が荻野委員となっております。貸借期間はそれぞれ3年から10年、公告日は一斉更新に合わせて令和5年4月15日となっております。詳細につきましては

ては、資料により御確認をお願いいたします。議案第9号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第9号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第6号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第9号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた委員に再入室いただくようお願いします。

(細見委員の再入室)

〔関野会長〕 以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 吉 田 雅 典

委 員 吉 田 進

記 録 者 小 西 正 樹